

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">特例輸入者の承認要件等の審査要領について</p> <p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の6に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(13) （省略） (14) 「保税帳簿」とは、<u>法第 34 条</u>又は第 61 条の 3 の規定により設け、保存する帳簿（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）の規定に基づき同法第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」により保存する場合を含む。）をいう。 (15)及び(16) （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 業務遂行能力等に関する審査 特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第7条の5第2号、法第51条第2号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第2号、法第67条の6第2号、法第67条の13第3項第2号イ、ロ及び同項第3号ロ並びに法第79条第3項第2号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。 (1) （省略） (2) 特例輸入者等に係る業務を適正に遂行する能力 申請者に係る業務遂行能力等のうち、特例輸入者等がその業務を適</p>	<p style="text-align: center;">特例輸入者の承認要件等の審査要領について</p> <p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の6に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(13) （同左） (14) 「保税帳簿」とは、<u>法第 34 条の 2</u>又は第 61 条の 3 の規定により設け、保存する帳簿（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）の規定に基づき同法第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」により保存する場合を含む。）をいう。 (15)及び(16) （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 業務遂行能力等に関する審査 特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第7条の5第2号、法第51条第2号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第2号、法第67条の6第2号、法第67条の13第3項第2号イ、ロ及び同項第3号ロ並びに法第79条第3項第2号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。 (1) （同左） (2) 特例輸入者等に係る業務を適正に遂行する能力 申請者に係る業務遂行能力等のうち、特例輸入者等がその業務を適</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>正かつ確実に遂行する能力を有していることの意義は、次による。</p> <p>① （省略）</p> <p>② 特定保税承認者の場合</p> <p>申請者が貨物管理業務又は保税作業に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、当該申請者に係る保税蔵置場等（法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の届出に係るものに限る。）における貨物の管理体制及び貨物の盗難等を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験、貨物の管理体制並びに貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p>なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。</p> <p><u>イ 法第 45 条の 2（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定により、業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきことを命じられた者であって、当該措置等がとられていないと判断される者であること。</u></p> <p>ロ （省略）</p> <p>ハ 上記イ及びロに該当することが見込まれる者であること。</p> <p>③ 特定保税運送者の場合</p> <p>申請者が特定保税運送関連業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、国際運送貨物の運送又は管理のための体制及び当該申請者に係る営業所における貨物の盗難を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験並びに運送又は管理のための体制及び貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p>なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 63 条の 4 第 2 号の規定に適合しないものとして取り扱うこととなる</p>	<p>正かつ確実に遂行する能力を有していることの意義は、次による。</p> <p>① （同左）</p> <p>② 特定保税承認者の場合</p> <p>申請者が貨物管理業務又は保税作業に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、当該申請者に係る保税蔵置場等（法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の届出に係るものに限る。）における貨物の管理体制及び貨物の盗難等を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験、貨物の管理体制並びに貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p>なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。</p> <p>（新設）</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 上記イに該当することが見込まれる者であること。</p> <p>③ 特定保税運送者の場合</p> <p>申請者が特定保税運送関連業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、国際運送貨物の運送又は管理のための体制及び当該申請者に係る営業所における貨物の盗難を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験並びに運送又は管理のための体制及び貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p>なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 63 条の 4 第 2 号の規定に適合しないものとして取り扱うこととなる</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ので留意する。</p> <p><u>イ 法第 45 条の 2（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定により、業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきことを命じられた者であって、当該措置等がとられていないと判断される者であること。</u></p> <p>ロ （省略）</p> <p><u>ハ 法第 41 条の 3 又は法第 62 条の 15 において準用する法第 45 条の 2 の規定により、業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきことを命じられた者であって、当該措置等がとられていないと判断される者であること。</u></p> <p>ニ <u>法第 41 条の 4 第 1 項又は法第 62 条の 14 第 1 項の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が指定保税地域又は総合保税地域に貨物を入れること、若しくは総合保税地域において外国貨物を加工し、製造し、又は展示することを停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。</u></p> <p><u>ホ 通関業法第 33 条の 2 の規定により、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じられた者であって、当該措置がとられていないと判断される者であること。</u></p> <p>ヘ～ヌ （省略）</p> <p><u>ル 港湾運送事業法第 21 条の規定による業務改善の命令を受けた者（申請者が令第 55 条の 2 第 4 号ロに掲げる者である場合に限る。）又は貨物自動車運送事業法第 27 条の規定による業務改善の命令を受けた者（申請者が令第 55 条の 2 第 4 号ホに掲げる者である場合に限る。）であって、これらの命令を受けた日から 1 年を経過していない者であること。</u></p> <p>ヲ <u>法第 52 条（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定による改善措置の求めを受けた者（申請者が令第 55 条の 2 第 1 号に掲げる者である場合に限る。）又は法第 79 条の 2 の規定による改善措置の求めを受けた者（申請者が認定通関業者である場合に限る。）であって、当該求めに対する措置がとられていないと判断さ</u></p>	<p>ので留意する。 （新設）</p> <p>イ （同左） （新設）</p> <p>ロ <u>法第 41 条の 2 第 1 項又は法第 62 条の 14 第 1 項の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が指定保税地域又は総合保税地域に貨物を入れること、若しくは総合保税地域において外国貨物を加工し、製造し、又は展示することを停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。</u> （新設）</p> <p>ハ～ト （同左）</p> <p>チ <u>港湾運送事業法第 21 条又は貨物自動車運送事業法第 26 条の規定による業務改善の命令を受けた者（申請者が令第 55 条の 2 第 4 号ロ又はホに掲げる者である場合に限る。）又は法第 52 条（法第 62 条において準用する場合を含む。）若しくは法第 79 条の 2 の規定による改善措置の求めを受けた者（申請者が令第 55 条の 2 第 1 号に掲げる者である場合に限る。）であって、これらの命令又は要請を受けた日から 1 年を経過していない者であること。</u> （新設）</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>れる者であること。</u></p> <p><u>㉞</u> 上記イから㉟までに該当することが見込まれる者であること。</p> <p>④ （省略）</p> <p>4～7 （省略）</p>	<p><u>㉞</u> 上記イから㉟までに該当することが見込まれる者であること。</p> <p>④ （同左）</p> <p>4～7 （同左）</p>